

修習給付金制度の創設と

これからを考える市民集会

裁判所法が改正され、司法修習生に対する修習給付金制度が創設されることになりました。これは、司法修習生に対する給費制の存続を求める運動の成果です。そこで、これまでの運動の経緯等をご報告するとともに、これまで協力をいただいた多くの方々と、修習給付金制度創設について語る集会を設けることとしました。

そして、法曹養成制度に残された問題、特に給費制廃止後に生じていた問題についても、議論をしたいと思います。多くの方にご参加をいただければ幸いです。

●プログラム

修習給付金制度についての説明、
若手法曹・市民の方からの発言等

平成29年

9月22日(金)

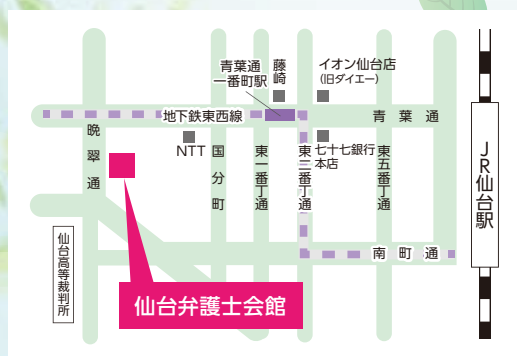
18時～20時(予定)

仙台弁護士会館 4階

(仙台市青葉区一番町2丁目9-18)

入場無料

事前申込み不要



主催／仙台弁護士会

共催／日本弁護士連合会、東北弁護士会連合会、ビギナーズ・ネット
問い合わせ先▶仙台弁護士会 (電話 022-223-1001)